

公共工事労務単価改定に伴う特例措置について

藤沢市では平成25年度公共工事労務単価（以後、「新単価」という。）が平成24年度公共工事労務単価（以後、「旧単価」という。）に比して、大幅に上昇したことから、次のとおり特例措置を実施いたします。

1 特例措置の内容

旧単価を適用して積算された契約について、新単価に基づく請負代金額の変更協議を請求出来るものとします。

2 対象契約

平成25年4月1日以降に契約をした工事若しくは委託のうち、旧単価を適用して設計金額を積算している契約とします。

3 変更方法

受注者からの請負代金額変更協議申請があった場合は、契約約款に基づき、次のとおり変更協議を行います。

- (1) 契約後請求の有無を受注者に対し別紙1により確認する。
- (2) 協議を希望する受注者は別紙2により発注者に対し請負代金変更の請求を行う。
- (3) 発注者は別紙2を受けたら、7日以内に別紙3により協議開始日を通知する。
- (4) 別紙3の通知に併せて別紙4を交付し協議を行うものとする。なお、変更協議が14日以内に整わない場合は、別紙5を受注者へ通知する。議会の承認が必要な変更契約は承認後変更契約の手続きを行います。

4 請求期限

平成25年6月28日（金）までの請求を対象とします。工期が請求期限に満たない場合は、しゅん工届け提出までの期間を請求期限とします。

5 変更後の請負代金

変更後の請負代金については、次の方式により算出します。

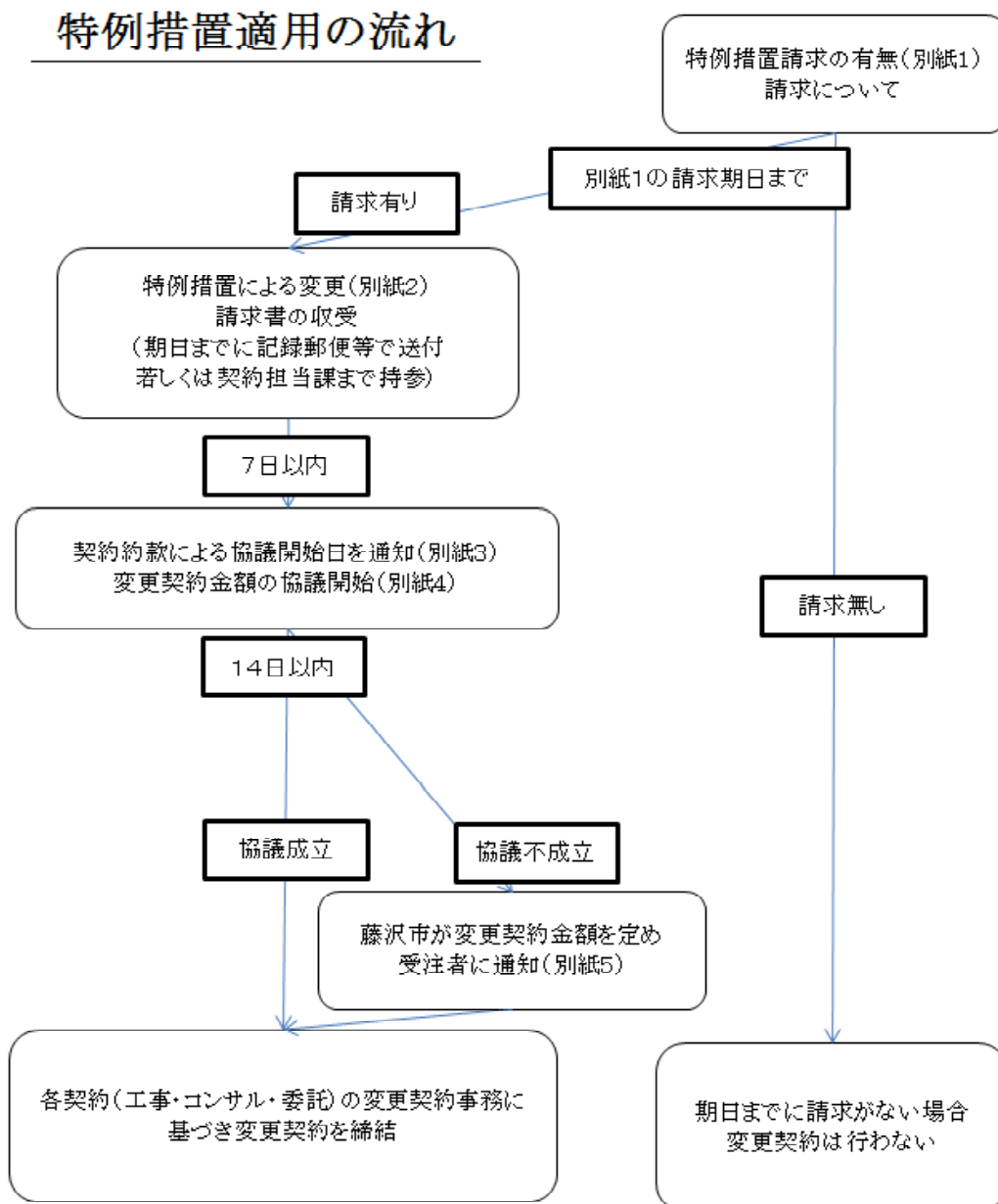
$$\text{変更後の請負代金額} = P \times K$$

P：新単価により積算された設計金額

K：当初契約の落札率

事務手続きフローチャート

特例措置適用の流れ



【新労務単価の特例措置の請求について】

平成 2 5 新労務単価への変更を請求される場合には、別紙「平成 2 5 年度公共
工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による請負代金額の変更につい
て（請求）」を平成 年 月 日までに提出してください。

別紙 2

〇〇年〇〇月〇〇日

藤沢市長

受注者

「平成 2 5 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による
請負代金額の変更について（請求）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した〇〇〇〇〇工事については、下記
のとおり、請負代金額の変更を請求します。

記

1. 契約金額 ￥ 円
2. 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

〇〇〇〇年（平成〇〇年）〇〇月〇〇日

受注者

様

藤沢市長

鈴木 恒夫

「平成 2 5 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による
協議の開始日等について（通知）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、下記のとおり、協議
開始日等について通知します。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事
2. 協議開始日 〇〇〇〇年（平成〇〇年）〇〇月〇〇日
3. 請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。
ただし、協議開始から 1 4 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注
者が定め、受注者に通知する。

〇〇〇〇年（平成〇〇年）〇〇月〇〇日

受注者

様

藤沢市長

鈴木 恒夫

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による
請負代金額の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、下記のとおり協議し
ます。

なお、異存がなければ変更契約に伴う手続きを行ってください。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

2. 変更契約金額 (増) ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額
¥〇〇〇, 〇〇〇. -

〇〇〇〇年（平成〇〇年）〇〇月〇〇日

受注者

様

藤沢市長

鈴木 恒夫

「平成 2 5 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による
請負代金額の変更について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、下記のとおり通知し
ます。

変更契約に伴う手続きを行ってください。

記

1. 工事名 〇〇〇〇〇〇工事

2. 変更契約金額 (増) ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額
¥〇〇〇, 〇〇〇. -

技能労働者への適切な賃金水準の確保に関するお願い

藤沢市

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠であり、こうした技能者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払が極めて重要です。

今回の平成25年度労務単価は、建設投資の大幅な減少に伴う技能労働者の就労条件の悪化を背景とした労働需給のひっ迫傾向や、社会保険等への加入徹底に必要な法定福利費相当額を適切に反映して設定されているものであり、労務単価の上昇を技能労働者の賃金引上げにつなげることが重要と考えています。

ついては、自らが雇用する技能労働者への適切な賃金水準の確保とともに、適切な価格による下請契約の締結をお願いします。

加えて、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請するよう、お願いいたします。

なお、今後当該労務単価に関する運用において、下請企業等に対する賃金支払い状況における適正執行等の調査が必要となった場合は、必ず藤沢市に協力するようお願いいたします。

以 上